

## 訪問看護ステーション重要事項説明書（別紙①）

### 【要介護】

算定項目（基本項目）	単位数	10割	1割	2割	3割
訪問看護 I 1（20分未満） ※1	314	3,196円	321円	641円	962円
訪問看護 I 2（30分未満） ※1	471	4,809円	481円	962円	1,443円
訪問看護 I 3（30分以上1時間未満） ※1	823	8,402円	848円	1,681円	2,521円
訪問看護 I 4（1時間以上1.5時間未満） ※1	1,128	11,517円	1,152円	2,303円	3,455円
訪問看護 I 5「理学療法士等による訪問」 ※2	294	3,002円	300円	600円	901円
訪問看護 I 5・2超「理学療法士等による訪問」 ※3	265	2,702円	270円	540円	810円
定期巡回訪問看護（要介護①～④） ※4	2,961	30,232円	3,023円	6,046円	9,070円
定期巡回訪問看護（要介護⑤） ※4	3,761	38,400円	3,840円	7,680円	11,520円

算定項目（加算・減算項目）	単位数	10割	1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※5	6	61円	6円	12円	18円
複数名訪問加算（Ⅰ）（30分未満） ※6	254	2,593円	259円	518円	777円
複数名訪問加算（Ⅰ）（30分以上） ※6	402	4,104円	410円	820円	1,231円
複数名訪問加算（Ⅱ）（30分未満） ※7	201	2,052円	205円	410円	615円
複数名訪問加算（Ⅱ）（30分以上） ※7	317	3,236円	323円	646円	969円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ） ※8	600	6,126円	613円	1,225円	1,838円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ） ※9	574	5,860円	586円	1,172円	1,758円
特別管理加算（Ⅰ） ※10	500	5,105円	510円	1,021円	1,531円
特別管理加算（Ⅱ） ※11	250	2,552円	255円	510円	765円
初回加算（Ⅰ） ※12	350	3,574円	357円	715円	1,072円
初回加算（Ⅱ） ※13	300	3,063円	306円	613円	919円
退院時共同指導加算 ※14	600	6,126円	612円	1,225円	1,838円
長時間訪問看護加算 ※15	300	3,063円	306円	612円	918円
口腔連携強化加算 ※16	50	511円	51円	102円	153円
ターミナルケア加算 ※17	2,500	25,525円	2,553円	5,105円	7,658円
看護・介護職員連携強化加算 ※18	250	2,552円	255円	510円	765円
理学療法士等による訪問看護事業所の評価 ※19	△8	△82円	△8円	△16円	△25円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ※20	50	510円	51円	102円	153円
訪問看護特別指示減算 ※21	△97	△990円	△99円	△198円	△297円
◎介護職員等処遇改善加算 ※22				介護請求単位数 × 1.8%	

○緊急時訪問看護加算の利用者で当月内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定致します。

○介護保険の給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割～3割が利用者負担になります。

○給付限度額を超えてサービスを利用した場合や、介護保険料の滞納により、市町村から事業所へ保険給付が直接支払われない場合は、基本料金の10割の利用料を頂きます。

○「自己負担上限額管理票」をお持ちの方は、利用料金が変わる場合がありますのでお知らせ下さい。

訪問看護ステーション重要事項説明書（別紙②）

【介護予防】

算定項目（基本項目）	単位数	10割	1割	2割	3割
予防訪問看護 I 1(20分未満) ※1	303	3,094円	309円	619円	928円
予防訪問看護 I 2(30分未満) ※1	451	4,605円	460円	921円	1,381円
予防訪問看護 I 3(30分以上1時間未満) ※1	794	8,107円	811円	1,621円	2,432円
予防訪問看護 I 4(1時間以上1.5時間未満) ※1	1,090	11,129円	1,113円	2,226円	3,339円
予防訪問看護 I 5「理学療法士等による訪問」 ※2	284	2,900円	290円	580円	870円
予訪問看護 I 5・2超「理学療法士等による訪問」 ※3	142	1,450円	145円	290円	435円

算定項目（加算・減算項目）	単位数	10割	1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算(1)	6	61円	6円	12円	18円
複数名訪問加算(I)(30分未満) ※6	254	2,593円	259円	518円	777円
複数名訪問加算(I)(30分以上) ※6	402	4,104円	410円	820円	1,231円
複数名訪問加算(II)(30分未満) ※7	201	2,052円	205円	410円	615円
複数名訪問加算(II)(30分以上) ※7	317	3,236円	323円	646円	969円
予防緊急時訪問看護加算(I) ※8	600	6,126円	613円	1,225円	1,838円
予防緊急時訪問看護加算(II) ※9	574	5,860円	586円	1,172円	1,758円
予防特別管理加算(I) ※10	500	5,105円	510円	1,021円	1,531円
予防特別管理加算(II) ※11	250	2,552円	255円	510円	765円
予防初回加算(I) ※12	350	3,574円	357円	715円	1,072円
予防初回加算(II) ※13	300	3,063円	306円	613円	919円
予防退院時共同指導加算 ※14	600	6,126円	612円	1,225円	1,837円
長時間訪問看護加算 ※15	300	3,063円	306円	612円	918円
口腔連携強化加算 ※16	50	511円	51円	102円	153円
理学療法士等による訪問看護事業所の評価 ※19	△8	△82円	△8円	△16円	△25円
予防訪問看護12月超減算 ※23	△5	△51円	△5円	△10円	△15円
◎予防介護職員等処遇改善加算 ※22				介護請求単位数 × 1.8%	

○予防緊急時訪問看護加算の利用者で当月内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定致します。

○介護保険の給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割～3割が利用者負担になります。

○給付限度額を超えてサービスを利用した場合や、介護保険料の滞納により、市町村から事業所へ保険給付が直接支払われない場合は、基本料金の10割の利用料を頂きます。

○「自己負担上限額管理票」をお持ちの方は、利用料金が変わる場合がありますのでお知らせ下さい。

訪問看護ステーション重要事項説明書（別紙③）

【医療・労災】

算定項目（基本療養費）			10割	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費 (I) ※24	保健師	週3日まで、1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師	週4日以降、1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	週3日及び週4日以降、 1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	准看護師	週3日まで、1日につき	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日以降、1日につき	6,050円	605円	1,210円	1,815円
訪問看護基本療養費 (II) ※24 * ( ) 内は、同一建物 内3人以上9人以下の 金額	保健師	週3日まで、1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師	週4日以降、1日につき	(2,780円) 6,550円	(278円) 655円	(556円) 1,310円	(834円) 1,965円
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	週3日及び週4日以降、 1日につき	(2,780円) 5,550円	(278円) 555円	(556円) 1,110円	(834円) 1,665円
	准看護師	週3日まで、1日につき	(2,530円) 5,050円	(253円) 505円	(506円) 1,010円	(759円) 1,515円
		週4日以降、1日につき	(3,030円) 6,050円	(303円) 605円	(606円) 1,210円	(909円) 1,815円
訪問看護基本療養費(III) ※24 ※25			8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費ホ	機能強化型以外	月の初日に、1回	7,710円	771円	1,542円	2,313円
訪問看護管理療養費	1 イ	月の2日目以降、1日につき	3,010円	301円	602円	903円

算定項目（体制）			10割	1割	2割	3割
24時間対応体制加算	イ ※8	月の初日に、1回	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	ロ ※9	〃	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重度 ※10	〃	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	重度以外 ※11	〃	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護医療DX情報活用加算 ※26		〃	50円	5円	10円	15円
訪問看護医療情報連携加算 ※27		〃	1000円	100円	200円	300円
訪問看護ベースアップ評価料I ※22		〃	1,050円	105円	210円	315円
* ( ) 内は、R9年6月からの金額			(2,100円)	(210円)	(420円)	(630円)
訪問看護物価対応料1 ※28	月の初日に、1回		60円	6円	12円	18円
	* ( ) 内は、R9年6月からの金額		(120円)	(12円)	(24円)	(36円)
		月の2日目以降、1日につき	20円	2円	4円	6円
			(40円)	(4円)	(8円)	(12円)

算定項目（加算・減算）		10割	1割	2割	3割
夜間・早朝訪問看護加算 *（）内は、3人以上9人以下の金額 上段：月15日目まで 下段：月16日目以降	1日につき	2,100円 (2,100円) (1,900円)	210円 (210円) (190円)	420円 (420円) (380円)	630円 (630円) (570円)
深夜訪問看護加算 *（）内は、3人以上9人以下の金額 上段：月15日目まで 下段：月16日目以降	”	4,200円 (4,200円) (4,000円)	420円 (420円) (400円)	840円 (840円) (800円)	1,260円 (1260円) (1200円)
長時間訪問看護加算 ※15	①②③は週1回 ②又は③15歳未満の利用者は、週3日を限度	5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算 ※29 *（）内は、月15日目以降の金額	1日につき	2,650円 (2,000円)	265円 (200円)	530円 (400円)	795円 (600円)
難病等複数回訪問加算 ※30 *（）内は、3人以上9人以下の金額 上段：月20日目まで 下段：月21日目以降	同日2回目	4,500円 (4,000円)	450円 (400円)	900円(800円)	1,350円 (1200円)
	同日3回以上	8,000円 (7,200円) (6,900円)	800円 (720円) (690円)	1,600円 (1440円) (1380円)	2,400円 (2160円) (2070円)
退院時共同指導加算 ※14	退院後の初日の訪問看護時に1回に限り (別に厚生労働大臣が定める疾病等については、2回に限り加算)	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算 ※31	退院時共同指導加算算定時に加算	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算 ※32	退院後の初日の訪問看護時に加算 (初回訪問前に、死亡または再入院した場合はその日に当該加算のみ単独で算定可)	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	長時間 ※ 上記の場合において、90分を超えた場合、または複数回の退院指導加算の合計時間が90分を超えた時	8,400円	840円	1,680円	2,520円

算定項目（加算・減算）			10割	1割	2割	3割
複数名訪問看護加算 ※6 ＊（）内は、3人以上9人以下の金額	看護師等 （准看護師を除く）	週1回を限度	4,500円 (4,000円)	450円 (400円)	900円 (900円)	1,350円 (1350円)
	准看護師等	週1回を限度	3,800円 (3,400円)	380円 (340円)	760円 (760円)	1,140円 (1140円)
	その他の職員	週3日を限度	3,000円 (2,700円)	300円 (270円)	600円 (540円)	900円 (810円)
	その他の職員 （別に厚生労働大臣が定める場合に限る）	1日に1回	3,000円 (2,700円)	300円 (270円)	600円 (540円)	900円 (810円)
		1日に2回	6,000円 (5,400円)	600円 (540円)	1,200円 (1080円)	1,800円 (1620円)
		1日に3回以上	10,000円 (9,000円)	1,000円 (900円)	2,000円 (1800円)	3,000円 (2700円)
訪問看護ターミナルケア療養費 ※17	自宅や有料老人施設等の場合		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	特別養護老人ホームの場合		20,000円	2,000円	4,000円	6,000円
在宅患者連携指導加算 ※33		月1回に限り	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ※34		月2回に限り	2,000円	200円	400円	600円
訪問看護情報提供療養費 ※35		1回につき	1,500円	150円	300円	450円

○24時間対応体制加算当月内の1回目以降の緊急時訪問から、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定致しません。

○医療保険の訪問看護サービスを利用する場合は、医療被保険者証に記載された自己負担割合に応じて基本料金の1割～3割が利用者負担になります。

○労災適応疾患をお持ちの場合、労働局労働基準部労災補償課へ申請手続きが必要となります。

○「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「自己負担上限額管理票」「福祉医療費受給者証」等をお持ちの方は、利用料金が変わる場合がありますのでお知らせ下さい。

○3人以上9人以下の金額は、同一建物内が対象です。

訪問看護ステーション重要事項説明書（別紙④）

※1	夜間早朝 25%加算、深夜 50%加算となる場合あり。 また准看護師が訪問した場合、所定単位数の 90/100 を算定。
※2	20 分訪問で 1 回算定。連続した 40 分訪問で、2 回算定
※3	20 分訪問で 1 回算定。連続した 60 分訪問で、同日 3 単位のすべてを算定
※4	准看護師が当該月に 1 回でも訪問した場合は、98/100 を算定
※5	訪問看護 I1・I2・I3・I4・I5 を提供する場合、それぞれの訪問毎に対して加算
※6	複数の看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)が同時に訪問看護を行う場合に算定。 *介護保険の場合：算定要件は以下の①～③の場合 ①利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況等から判断して、①または②に準ずると認められる場合 *医療保険・労災保険の場合：1 人の看護師等では訪問看護が困難な利用者であって、次のいずれかに該当する場合 ①厚生労働大臣が定める疾病等の者 ②特別管理加算対象者③特別訪問看護指示書により訪問看護を受けている者 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破壊行為等が認められる者 ⑤利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者（看護補助者に限る） ⑥その他利用者の状況等から判断して①～⑤のいずれかに準ずると認められる者（看護補助者に限る）
※7	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合に算定。算定要件は※6 の①～③と同様
※8	以下の①②のいずれにも適合する時に算定 ①利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること ②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること
※9	※8 の①のみに該当する場合
※10	①以下を受けている状態にある場合 ・在宅麻薬等注射指導管理在宅腫瘍化学療法注射指導管理 ・在宅強心剤持続投与指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ②以下を使用している状態にある場合 ・気管カニューレを使用している ・留置カテーテルを使用している
※11	①以下を受けている状態にある場合 ・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅人工呼吸指導管理（介護保険以外） ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症指導管理 ・在宅難治性皮膚疾患処置指導管理 ②以下の状態にある場合 ・人工肛門または人工膀胱を設置している ・真皮を超える褥瘡 ③以下の算定をしている場合 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料
※12	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、医療機関の退院日に看護師が初回訪問看護を行う場合
※13	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、医療機関の退院日の翌日以降に初回訪問看護を行う場合
※14	医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中に退院又は退所するに当たり事業所の看護師等が退院時共同指導を行った後に、退院又は退所後の初回訪問看護時に算定。特別な管理を必要とする方は、2 回まで算定可
※15	特別管理加算の算定対象者であって、所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の訪問看護を行った後に引き続き、通算して 1 時間 30 分以上の訪問看護を行う場合に算定。 *介護保険の場合：ケアプランに位置付けられている *医療保険・労災保険の場合：対象は以下の①～③の場合 ①特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている利用者

	②15歳未満の超重症児または準超重症児の利用者 ③特別管理加算対象者
※16	事業所の従業員が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合、月に1回算定
※17	ACPに沿って利用者を支援し、死亡日および死亡日前2週間以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合に算定
※18	以下の①～③を満たす場合に算定 ①事業所の看護職員が訪問介護事業所の訪問介護員等に対して、喀痰吸引等の業務が円滑に行われるように、喀痰吸引等に係る計画書と報告書を作成・緊急時の対応について助言 ②事業所の看護職員が訪問介護事業所の訪問介護員等に同行して、利用者の居宅において業務の実施状況の確認すること。または、利用者に対する安全なサービス提供体制整備・連携体制確保のための会議に出席 ③同行訪問や会議への出席の内容を訪問看護記録書に記録
※19	前年度の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合、または特定の加算を算定していない場合
※20	連携した定期巡回随時訪問看護において訪問看護を提供する場合、月に1回加算
※21	定期巡回訪問看護の算定があり、かつ特別訪問看護指示による医療保険訪問看護実施の場合、定期巡回随時訪問看護看護算定月における特別指示のすべての期間が対象。所定単位×指示期間日数を算定
※22	主として、訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金改善を図る体制にある場合
※23	利用開始から12か月を超えるリハビリ職の訪問の場合。入院による中断があり、かつ医師の指示内容に変更があった場合は、新たな利用開始とする
※24	適切な指定訪問看護を行い、30分以上を標準とし、20分を下回らない
※25	在宅療養に備えて一時的に外泊をする場合、入院中1回に限り算定。厚生労働大臣が定める疾病等に関しては、入院中2回まで算定。同一日に訪問看護管理療養費は算定できない
※26	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う
※27	地域の医療・介護関係機関と迅速かつ確実に情報を共有するため、ICT（電子情報共有基盤）等を活用した連携体制を構築している体制である。
※28	物価上昇に対応するためのもの
※29	定期的に行う訪問看護以外で、利用者やその家族の求めに応じた主治医指示による緊急訪問看護。①②③を満たす場合に算定 ①利用者又はその家族等からの電話等による緊急の求めに応じ、主治医の指示により緊急に訪問看護を実施した際は、日時、内容及び対応状況を訪問看護記録書に記録し、主治医へ報告する ②加算を算定する理由を訪問看護療養費明細書に記載する （複数の訪問看護ステーションが訪問看護を行っている場合で、他訪問看護ステーションが訪問した後の同日の緊急訪問の場合、当該加算のみ単独で算定可） ③主治医が、診療所又は在宅療養支援病院の保険医であること
※30	厚生労働大臣が定める疾病等の者、特別管理加算対象者、もしくは特別訪問看護指示書が交付された場合の同日の複数回訪問
※31	退院時共同指導加算を算定し、厚生労働大臣が定める状態等の場合
※32	退院日の指定訪問看護であって、次のいずれかに該当する場合 ①厚生労働大臣が定める疾病等の者 ②特別管理加算対象者 ③退院日の訪問看護が必要と認められた場合
※33	医療機関職種間で月2回以上文章等（電子メールやファクシミリ等）により情報交換し、療養上必要な指導を行った場合（准看護師は除く）
※34	利用者の病状の急変や治療方針の変更があった場合に、在宅療養を担う医師の求めに応じ、関係する医療職種等が利用者宅でカンファレンスを行い、利用者に対して療養上必要な指導を行った場合（ICTを用いたカンファレンスの場合は3者以上で実施し、2者は自宅で参加している場合）
※35	入院、入所の情報提供時